

小田原市教育委員会協議会会議録

1 日時 平成20年5月22日(木) 午後7時20分～午後7時47分

場所 小田原市役所 601会議室

2 出席した教育委員の氏名

1番委員 山田 浩子

2番委員 青木 秀夫 (教育長)

3番委員 桑原 妙子

5番委員 横田 俊一郎 (教育委員長職務代理者)

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

学校教育部長 和田 豊

生涯学習部長 清水 清

生涯学習部次長・生涯学習政策課長事務取扱 時田 光章

教育政策課長 曾我 勉

学校保健課長補佐 柳川 美恵子

スポーツ課長 篠原 祐子

(事務局)

教育政策課課長補佐・教育政策担当主査事務取扱 座間 亮

教育政策課上級主査 望月 啓一郎

4 議事

(1) 報告事項

① 牛乳アレルギー児童・生徒の給食費について(学校保健課)

② 小田原市民スポーツアンケートの結果について(スポーツ課)

③ 学校施設の器物損壊に対する告訴手続について(教育政策課)

5 議事の概要

(1) 報告事項

① 牛乳アレルギー児童・生徒の給食費について（学校保健課）

学校保健課長補佐…報告事項「牛乳アレルギー児童・生徒の給食費について」御報告させていただきます。平成20年度から、牛乳アレルギー児童生徒の給食費の取扱いを新たに定めましたのでご報告いたします。主治医が認める牛乳アレルギー児童・生徒からは、牛乳代金は徴収せず、別途給食費を定めることとしました。

経緯といたしましては、昨年5月、保護者から牛乳アレルギー児童の牛乳代は必要ないのではとの意見があったことがきっかけになりました。それまでは、牛乳は、成長期に欠かせない健康食品で、国の基準では、給食で毎回提供することになっていること、また、アレルギーがあっても成長とともに解消されるケースも多いこと、また、体調によって牛乳アレルギーがあっても飲める日があるとか、少しでも飲めるというケースが多かったこと等により、全額を徴収しておりました。所管課としては、全く飲めないケースをあらためて検討し、学校給食費の保護者負担は食材費だけであること、牛乳代の金額は明確であること、給食費に占める割合が約20%となり多いこと、などの点から、徴収しない方向といたしました。この時点で、湘南6市を含みます11の市の状況調査をしたところ、8市が、市の方針としてすでに牛乳代は徴収しておらず、その他2市が学校ごとに飲まない分の返金などで対応しておりまして、対応していないのは1市だけでした。昨年10月に、小田原市学校給食会の給食費検討委員会で牛乳代を徴収しない方針が固まり、11月から12月にかけて学校医部会長並びに小中学校長会に状況を報告するとともに、牛乳代を徴収しない場合の事務上の手続きについても協議し、内諾をいただきました。本年2月には、学校給食会総会で承認されました。3月には、学校医部会長から、小田原医師会をはじめ関係機関に周知し、承諾をいただきました。

関係機関や学校、保護者への周知、該当する場合の事務手続きについてですが、この4月10日付通知で、各小中学校長に通知、学校経由で保護者に周知いたしまして、4月17日付の通知で、学校医、学校歯科医、学校薬剤師にもお知らせいたしました。また、養護教諭、給食担当教諭、学校

栄養職員にも念のため事務連絡しました。該当の保護者には、牛乳飲用中止申請書に医師証明書を添付いたしますが、この医師証明書は健康手帳を利用して良いということですので、こういう方法を採用しました。そして、学級担任を経由して学校に提出していただくことになり、学校では、これに基づき学級担任から給食担当職員に連絡し、牛乳を止めます。牛乳を飲まない児童生徒の給食費ですが、通常は月額で小学生は3,800円、中学生は、4,500円ですが、この場合はそれぞれ3,100円、3,800円となります。ちなみに学校牛乳は1本41円です。該当の児童生徒数は、明日確認ができることになっております。なお、本市では特別に幼稚園2園の給食を実施しておりますが、園児に該当がないことは確認できております。牛乳を再開する場合は、牛乳飲用再開申請書を学校に提出することになっております。実施はこの6月からということになりました。以上でございます。

(質 疑)

桑原委員…詳しい該当者数の大体的な数はわかりますか。

学校保健課長補佐…単独調理校19校を対象とした去年の調査ですと、完全に飲めないのが児童生徒で8人ほどということで、それほど多くはないところですが、明日、現在の様子がわかることになっていきます。

桑原委員…例えばそばアレルギーなど、牛乳以外のアレルギーへの対応はどうでしょうか。

学校保健課長補佐…牛乳は代金をはっきりしていること、給食費に占める割合が多いこと、しかも毎回出すということがあり、給食費検討委員会での保護者のご理解も得ておりますので、牛乳だけに絞ってスタートいたします。

横田委員長職務代理者…卵や小麦粉アレルギーもあり、費用の内訳が分からないこともあると思います。エビやカニのアレルギーもありますが、給食では出るのでしょうか。

学校保健課長補佐…おたのしみ給食でエビフライ等を出す場合がありますが、献立表をあらかじめ渡していますので、保護者が、その日は代替食を持たせるとか、体調と喫食についてクラス担任に連絡をすとかで対応されています。

横田委員長職務代理者…牛乳アレルギーをどのように証明するか、医師会でも議論があ

り、対象者が嫌いなだけ、心配しているだけ、ということもありますので、きちっと診察して証明するということにしました。そうしないと、申請した人は飲まなくて良いということになってしまうので、いろいろ検討しました。診断書となると費用がかかるので、欠席したときの証明と同じように健康手帳で対応することで意見をまとめさせていただきました。私のところにも1人だけ来ましたが、あまり多くはないようです。

(その他質疑・応答なし)

② 小田原市民スポーツアンケートの結果について (スポーツ課)

スポーツ課長…「小田原市民スポーツアンケートの結果について」御報告させていただきます。資料1を御覧ください。まず、本アンケートの調査目的についてでございますが、文部科学省で「成人の週1回以上のスポーツ実施率」が50%になることを目指している中、本市におきましても、市民の運動やスポーツの実施状況等を把握し、市民が求めているものを的確に捉えることによって、スポーツに対する目的や、体力、年齢等に応じた生涯スポーツの振興を図るため、本アンケートを実施いたしました。次に、アンケートの実施要領ですが、本年2月に市民2,000人を対象に、性別や地域、年代に配慮し、郵送により実施しました。1ページの下側にありますとおり、主な調査項目は、「運動・スポーツの実施状況」や「スポーツに関する今後の意向」、さらには「スポーツクラブに関すること」や「市の事業に対する満足度」など9項目であります。質問総数は、全部で26になりますが、2ページと3ページに、「9つの調査項目ごとの結果」の概要を、そして、4ページ以降に、26の質問ごとの集計結果を示してありますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。時間の関係もありまして、集計結果につきましては、説明を省かせていただきますが、冒頭ご説明させていただきましたとおり、調査結果を的確に把握・分析し、生涯スポーツの振興を図ってまいりたいと考えております。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

横田委員長職務代理者…アンケートの結果について、おおまかでも分かっていることは

何かありますか。

スポーツ課長…例えば、調査項目③の「運動・スポーツ実施の今後の意向について」では、高齢社会を迎えている中で、ウォーキングのようなものをやってみたいという意見がかなりあり、今まではジョギングであったところ、傾向が変わってきており、それに伴ったスポーツ施策を考えていかななくてはならないと思っています。また、レクリエーションを含めた中で、どの方も軽い運動など、自分の健康を考え、何かをやられているんだなということを改めて感じました。

桑原委員…アンケート結果の最終ページですが、回答者の年齢等にバラつきがありますが、これは若い層は回答が少なかったということでしょうか。

スポーツ課長…回答が多かったのは、年齢が高い層でした。若い層は、若い層は、市の依頼事項に対する意識が低いのか分かりませんが回答数は少なかったところ です。

桑原委員…地域別の回答者も同じようにバラつきがあると思います。

スポーツ課長…人口比率で送付したので、回答比率も同じようになるはずなのですが、地区の体育振興会が熱心なところとか、若い層が少なくなり、活動がなかなかそうはいかない地区などとの間で違いがあるのでは、という思いはあります。

(その他質疑・応答なし)

③ 学校施設の器物損壊に対する告訴手続について（教育政策課）

教育政策課長…「学校施設の器物損壊に対する告訴手続について」御報告させていただきます。資料2を御覧ください。この4月から5月にかけて平塚市で小中高校の連続的なガラス破損、いたずらがあったことは、新聞報道で御存知かとは思いますが。本市でも全くないわけではなく、ここ5年位で年間30件以上ございます。その中で、本年続けて告訴にいたるケースが2件ございましたので、御報告いたします。

1件目は、昨年9月に発生した矢作小学校、豊川小学校の事件で、別件で逮捕されたことから被疑者が特定されましたので、警察署からの要請を受けて、4月25日付けで告訴いたしました。2件目は、泉中学校の事件で、

5月5、6日に発生したガラスの損傷事件です。これについても、警察と相談しながら、学校長の教育的配慮ということで告訴に至りました。いままでも教育的配慮というと告訴までは至らないことが多かったのですが、現在、社会の学校に対する見方が少しずつ変わってきているということかと感じます。通常の器物損壊の事例では、警察に被害届を提出し、加害者が特定されれば、話し合い、損害賠償という形で解決しています。告訴は、相手方に刑事的手続きを行うことが適当と学校と教育委員会が判断した場合に行っております。器物損壊については、親告罪であり、告訴が必要となります。なお、本市教育委員会では、平成15年以降では過去に1件ありました。また、器物損壊事件は、多い年では80件近くあります。被害額を計算すると200万円ほどになる年もございました。すべてが損害賠償となるわけではありませんが、学校と教育委員会が相談しながら、教育環境を整えるということで措置をしています。告訴を行うかどうかということについての教育的配慮は、非常に難しいものになっておりますが、そうした考え方の中での対応となっております。

(質 疑)

桑原委員…2件目の事例は、在校生ということでしょうか。

教育政策課長…そのとおりです。教育的配慮のもと、すべて勘案した上で、警察とも協議しながら判断をしたということでございます。

横田委員長職務代理者…告訴をすると裁判になるのでしょうか。

教育政策課長…必ずしも刑事裁判にはならず、大概是少年法に基づく保護処分となっております。

横田委員長職務代理者…損害賠償とは別のものなのでしょうか。

教育政策課長…損害賠償は民事手続きで、別のものです。

横田委員長職務代理者…損害賠償は、本人や家族が行うのでしょうか。

教育政策課長…ほとんど家族が行っています。

横田委員長職務代理者…損害賠償は、どの程度回収できているのでしょうか。

青木教育長…加害者が特定できない場合が多く、ほとんど回収はできておりません。

一番大事なのは、加害者本人にそれなりの責任をとらせるということで、そうでなければ歯止めがかからなくなってしまいます。

桑原委員…ガラス破損がほとんどなのでしょうか。

教育政策課長…落書きや建物侵入、盗難事件、窃盗の例もあります。

(その他質疑・応答なし・協議会を終了)